行政に対する苦情の受理状況報告書

（令和３年２月分）

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」（平成30年12月10日理事会確認）に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

１．苦情の範囲
行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

２．苦情の受付
苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びＦＡＸにより受け付ける。

３．受理した苦情の委員への報告
受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書（月報）として取りまとめ、委員に配付する。

４．行政監視委員会における調査への活用
受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に応えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和３年３月

参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況（令和３年２月１日～28日）

上記期間に受理した苦情は、以下の27件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室（内線75363）

	件　名・要　旨	受理年月日
1	[国会に出席する国務大臣について] 国会に出席する国務大臣は、質疑中に居眠りをすることのないようにしてほしい。	R3.2.1 ホームページ
2	[民生委員に関する問合せの際の市職員の対応について] 地域の民生委員と連絡がとれない旨を市役所の福祉担当課に連絡したところ、民生委員は生活困窮者の支援しか行わないとの回答があった。不審に思い厚生労働省に問い合わせると、民生委員は生活困窮者のみではなく全世帯の相談を受け付けているとの見解が示されたため、改めて市役所に連絡した。ところが、福祉担当課職員はこちらの話を聴こうとせず、主張の内容を一方的に決めつけるなど、対応が非常に不愉快であった。福祉担当部署のこうした対応は特に不適切である。	R3.2.2 郵送
3	[民生委員の対応について] 窃盗や不法投棄等の被害について相談しようと地域の民生委員に連絡したが、１か月間返事がなかった。このため、厚生労働省に相談し、同省からの助言を踏まえ当該民生委員の自宅を直接訪問した。ところが、当該民生委員はこちらの話を聴こうとせず、一方的に自身の主張を続けたため、相談内容を正確に伝えることができなかった。特別職の地方公務員であり地域住民の相談に応じる立場にある民生委員として、このような対応は不適切である。	R3.2.2 郵送
4	[生活保護受給者の国債購入について] 福祉事務所から、生活保護受給者が預貯金を行うことは認めるが、国債を購入することは認めないと言われた。支給された保護費を節約し、国債購入により自国政府の財政に協力することが問題になるのか、疑問である。	R3.2.4 FAX
5 6	[ＮＨＫの受信料等について] 国民が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による収入減等で苦しんでいる中、それでも高額な受信料を徴収し続けるＮＨＫの姿勢はおかしい。ＮＨＫは、速やかに放送のスクランブル化を実施するとともに、委託会社による戸別訪問営業を廃止してほしい。	R3.2.5 ホームページ
7	[首都高速道路の地下化について] 首都高速道路の日本橋区間については、地下化するのではなく、地上に残したままで道路形状を美しく改良することが適当である。	R3.2.5 ホームページ
8	[税金の滞納に関する区職員の対応について] 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による売上減少で税金を滞納するに至り、区役所の納税課職員から高圧的な態度で支払いを督促されている。感染拡大を抑えられない状況については、政府の政策に問題があると感じており、十分な補償がなければ生活が苦しくなるのは当然である。当該職員は、感染拡大の影響により生活が大変であることを理解し、言葉遣い等への配慮を心がけてほしい。	R3.2.6 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
9	[西武信用金庫による不正融資について] 西武信用金庫による不正融資の被害者として、不当な鑑定評価を行った不動産鑑定士に対する措置要求を令和元年８月に国土交通省へ提出したが、その後の動きは何も見られない。不動産鑑定士を監督する立場の国土交通省が本件について見過ごすような姿勢でいることは、許されない。	R3.2.6 ホームページ
10	[総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の委員選考について] 令和２年12月に開催された資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会では、原子力発電の推進に賛成する意見が多数を占めている印象があり、世論とのギャップを感じた。同分科会の委員選考について、原子力発電の推進に賛成の委員と反対の委員が同数となるよう配慮してほしい。	R3.2.6 ホームページ
11	[新型コロナウイルス感染症対策について] 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う支援策として現金給付を行うのであれば、その対象を、ひとり親家庭や非課税世帯等に限定するのではなく、特別定額給付金のように全国民とするべきである。中間所得層であっても、収入が少しでも減少すれば生活は苦しい。高額所得層等、不要な人は受給を辞退すればよい。	R3.2.18 ホームページ
12	[花粉を飛散させるスギ人工林の伐採について] 行政が行う花粉症対策は、基礎研究や治療法の開発、花粉飛散の予報技術の向上などが主であり、スギ・ヒノキ花粉発生源（主にスギ・ヒノキの人工林）への根本的な対策は進んでいないとのことである。花粉症の症状は悪化し続ける一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により可処分所得は減少し、薬代の負担も軽視できない。国として花粉症対策に真剣に取り組み、花粉を飛散させるスギ人工林の伐採を徹底してほしい。	R3.2.19 ホームページ
13	[新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類について] 先の見えない自粛要請を解除するためにも、まずは新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類を五類感染症に変更し、医療崩壊を防いでほしい。現在の分類における取扱いでは、無症状者や軽症者も自宅療養等を余儀なくされ、病床ひっ迫の原因にもなりかねない。	R3.2.20 ホームページ
14	[障害者手帳の交付に関する市職員の対応について] 精神科の医師から発達障害と診断されており、障害者としての就労を考えるべきとのアドバイスを踏まえ、障害者手帳を取得しようと市役所を訪れた。しかし、市職員からは交付に否定的な態度が繰り返し示され、また、市の障害者就労支援センターからは、障害者手帳未取得者への就労支援は行えないと言われた。医師の判断を無視した市職員の不適切な判断により障害者が就労支援を受けられないことは問題であり、このような状況を改善してほしい。	R3.2.22 ホームページ
15	[花粉症対策の改善について] 環境省の「花粉症環境保健マニュアル2019」では、花粉症の対応策として、花粉症対策品種の開発・普及、花粉の少ない森林への転換等の促進が挙げられているが、一向に花粉は減らず、花粉症患者は増加しているように感じる。このため、これら対応策の進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて国が人員を投入し、スギの伐採と広葉樹への植え替えを進めてほしい。効果が確認できない現在の花粉症対策は、改善が必要である。	R3.2.22 ホームページ

	件　名　・　要　旨	受理年月日
16	[プラスチック製買物袋の有料化について] スーパー等の各店舗においてプラスチック製買物袋の売場を増設している状況を目にするが、これは、プラスチック製買物袋の有料化に伴う消費者ニーズに対応しているものと思われる。有料化がプラスチック製買物袋の総消費量の削減に効果があるのか疑問であることから、総消費量の増減データを示してほしい。障害のある立場からプラスチック製買物袋がない生活はとても不便でもあり、有料化を見直してほしい。	R3. 2. 23 ホームページ
17	[税金の滞納に関する区職員の対応について] 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による売上減少で税金を滞納するに至り、区役所の納税課職員から高圧的な態度で支払を督促されている。同職員からは申請期限が過ぎているとして徴収猶予の受付を拒否されたが、総務省に確認したところ、徴収猶予の申請期限については柔軟に対応するとの見解が示され、実際に税務署や隣の区においても柔軟な対応を確認することができた。同区役所においては、柔軟な対応がなされておらず、感染拡大の影響により苦しんでいる住民への理解が足りないように感じており、適切に対応するよう尽力してほしい。	R3. 2. 24 ホームページ
18	[高等学校による架空請求について] 高等学校による架空請求が繰り返されているにもかかわらず、警察等の関係機関はその事実を確認しようとしない。架空請求をやめさせるよう、関係機関には適切に対応してほしい。	R3. 2. 25 ホームページ
19	[大学入学共通テストの試験会場における受験生への対応について] 大学入学共通テストの試験会場において鼻を出したままマスクを着用し続けた受験生に対し、合理的な配慮を提供することなく、受験案内にも記載のないマスクの着用方法を強要し、受験資格を剥奪したことは人権侵害であり、問題である。	R3. 2. 25 ホームページ
20	[電波周波数の割当てについて] 総務省職員が利害関係者から供応接待を受けていた問題について、その根本的な解決のためには、電波周波数の割当てについて総務省が持つ裁量を見直すべきであり、電波周波数のオークションを早急に導入すべきである。	R3. 2. 25 ホームページ
21	[尖閣諸島を守るための対策について] 中国は、日本の領海へ頻繁に自国の船を侵入させるだけでなく、海警法の施行により尖閣諸島の主権を主張し始めている。日本は、これまでのように言葉による抗議を続けているだけでは尖閣諸島を守れないことから、断固とした防衛の意思を示し、尖閣諸島を守るための対策を講じる必要がある。	R3. 2. 25 ホームページ
22	[国家公務員ＯＢの再就職の届出義務について] 管理職職員であったことのある国家公務員ＯＢが国と密接な関係のある法人に役員等として再就職する場合、届出の必要な期間は離職後２年間とされているが、離職後３年目以降における汚職等の不正が懸念されるため、届出の必要な期間を離職後５年間に延長すべきである。	R3. 2. 26 ホームページ
23	[電波周波数の割当てについて] 総務省職員が利害関係者から供応接待を受けていた問題については、官僚の判断で電波周波数の割当てが決められていることが背景にある。事業者と官僚の関係を改善するため、電波周波数のオークションを導入すべきである。	R3. 2. 26 ホームページ

	件　名　・　要　旨	受理年月日
24	［ＮＨＫの受信料等について］ ＮＨＫの放送番組を視聴していないにもかかわらず、受信設備が設置されているだけで受信契約を締結し、受信料を支払わなければならないことに納得できない。ＮＨＫは、速やかに放送のスクランブル化を実施してほしい。	R3. 2. 27 ホームページ
25 26 27	［日本を守るための対策について］ 政府は、周辺諸国から日本を守るための対策を強化してほしい。	R3. 2. 27 ホームページ